

洋上風力発電事業の契約実務と法的リスクの留意点

～欧州と台湾の事例やプロジェクト・ファイナンスも含めて解説～

え ぐち なお あ き
講師 **江口直明** 氏

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
再生可能エネルギーグループ代表 弁護士

日時 2019年10月10日(木) 午後1時30分～午後4時30分

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(洋上再エネ促進法)が2018年11月30日に成立し、今年の4月から施行された。2019年6月11日には経産省・国交省の合同会議を経て、「促進区域指定ガイドライン」と「一般海域における占用公募制度の運用指針」が公表された。そして2019年7月30日には今後の促進区域の指定に向けて、有望な区域4区域を含む11の既に一定の準備段階に進んでいる区域が公表され、2020年3月末へ向けた公募開始の準備が加速されている。選定基準では過去の洋上風力発電事業の取り組みが問われることになる。このことを見越して、日本企業による欧州洋上風力発電事業への参加が始まっている。日本風力発電協会では2018年2月18日に「洋上風力発電の導入促進に向けた提言」を公表し、2030年までに、日本で10GWの洋上風力発電導入が可能と提言している。一方、台湾では台湾政府が5.5GWの洋上風力発電を推進し、事業者が選定された。ベーカー&マッケンジー台北事務所では、そのうち6件、累計1.95GW分の入札者の支援を行い落札を勝ち取った。入札の巧拙が明暗を分ける。洋上風力発電は日本では事例が少なく、欧州や台湾の先進事例を積極的に学び、日本に応用していかなければならない。洋上風力発電は規模が1000億円を超えるものもあり、資金調達のためにはプロジェクト・ファイナンスを視野に入れなければならない。

本講義では、洋上再エネ促進法を概観した後、実際に洋上風力発電を推進するための各種契約と法的リスクの軽減方法について解説する。洋上風力発電事業ではリスクが大きいため、一括工事請負をする業者がおらず、契約は分割発注となるため、各契約のインターフェースが重要となり、各契約の整合性を取って、漏れがないように契約を作りこむ必要がある。また、施設の価値の大きな部分を占める、風力発電機の購入契約(Turbine Supply Agreement)は製造期間を見込んで、かなり前段階から交渉し、発注をかけなければならない。発電機以外の工事請負契約も洋上での作業が中心となるため、洋上工事特有の点、特に遅延リスクに配慮しなければならない。資金調達のためには、洋上風力発電に適したプロジェクト・ファイナンスの融資契約・担保契約を作成・交渉しプロジェクトを組成していく必要がある。

1. 日本の洋上再エネ促進法
2. 欧州と台湾の洋上風力発電
3. 風力発電機供給契約 (Turbine Supply Agreement)
4. 洋上風力発電所建設契約 (Balance of Plant Construction Agreement)
5. 洋上風力発電所サービス・補償契約 (Service & Warranty Agreement)
6. 洋上風力発電所運営契約 (O&M Agreement)
7. 洋上風力発電所向けプロジェクト・ファイナンス
8. スポンサーサポート契約

本セミナーについては、法律事務所ご所属の方は、お申込ご遠慮願います。

【講師紹介】

ベーカー&マッケンジー法律事務所の再生可能エネルギー部門のリーダー、取扱太陽光案件:丸紅大分82MW、ソフトバンクエナジー苫東安平111MW、レノバ富津40MW等の大規模案件、累計200件超、2,500MW超、複数の2MW以下案件のバンドリング、TK-GKスキーム、屋根貸し案件、取扱風力案件:北海道幌延、北海道さらきとまない、北九州響灘、青森県六ヶ所村、愛媛県三崎町、秋田県八竜、石川県輪島、秋田港等累計17件、300MW、その他取扱環境エネルギープロジェクトファイナンス及びPFI案件:バイオエタノール・ジャパン関西(株)、吾妻木質バイオマス発電(13MW)、向浜バイオマス発電(20MW)、50MW x 5と75MW x 3の輸入木質バイオマス発電案件、黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営PFI、福岡クリーンエナジー廃棄物処理及び発電、福山RDF発電、東京臨海リサイクル発電、豊橋市複合バイオマス発電 PFI、横浜市消化ガス発電PFI、埼玉県彩の国廃棄物、堺市資源循環型廃棄物処理施設PFI、その他廃棄物 DBO 案件多数、海外売主との長期バイオマス調達契約のアドバイス、自家所有水力発電所や火力発電所の会社分割によるファンドへの売却と売電契約、IGCC 福島石炭ガス化複合発電 1,080MW、相馬港天然ガス火力発電 1,180MW等プロジェクトファイナンス、仙台空港、関西空港(入札支援)、福岡空港、熊本空港、北海道7空港、広島空港等の民活空港案件。

1986年一橋大学法学部卒業、1988年東京弁護士会登録、1992年ロンドン大学(UCL)法学修士(国際ビジネス法)取得、1993年ベーカー&マッケンジーロンドン事務所勤務、内閣府PFI推進委員会専門委員(2010年～)、国土交通省空港運営のあり方に関する検討会委員(2011年)、日本風力発電協会(2006年～)、バイオマス発電事業者協会(2016年～)

主な論文:「日本におけるプロジェクト・ファイナンスの立法課題」(ジュリスト 1238号)、「アジアにおけるプロジェクトファイナンス」(OKAJI)他。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **金融財務研究会**
https://www.kinyu.co.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter: <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog: <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2019年10月10日(木)
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅

6番出口より徒歩1分

(開場は開演の30分前です。)

1名につき35,000円

(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいた

だいた場合、お2人目から1名につき30,000円。追加申込みの場合

はその旨ご記入下さい。

参加費

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル

TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および経営調査研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱 UFJ 銀行	本店	1642356	三井住友銀行	本店営業部	7397637
三菱UFJ 信託銀行	本店	2818151	みずほ銀行	東京営業部	1427715
三井住友信託銀行	本店営業部	2993982	りそな銀行	東京営業部	1693669

切らずにこのままお送り下さい

洋上風力発電事業の契約実務と法的リスクの
留意点

10/10

参加申込書

FAX 03-5695-8005

2019年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

*セミナーコード` 1875 (Law-k191875)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。